国 際 宅 配 便約 款

変認認 認可 号 令 平 国 和 成 総 2 2 国年 6 物 2 年 1 月 3 3 1月9

声

· 適用範 1

律運る 律第82号)第2条第8項に規定運送事業者が行う貨物の国際運送る航空運送事業を経営する者をい、このサービスは、航空運送事業 規定する事業をいいませ連送)に係る第2種貨物をいいます。) が行う4事業者(航空法 (昭和 ます。)、質物利用運 と送り事選律 大業(貨・業)(貨・業)(貨・ス) のです。 のです。 のです。 業利第 法用1 ん し る で 項 - 成元年法復に規定す

定

されたワルソー条約」(以下、「モン5日モントリオールで署名されたモン年にヘーグで改正されたワルソー条約」を約」(以下「ワルソー条約」といい。1929年10月12日ワルソージャ。1929年10月12日ワルソー

運送の引き受け

第(運送状) りは、 会 恭 社が代 にわっ て行うことは貨物1口ごと が、記むな 内れ

状 4 (インボイス)を作成し、会社条 荷送人は、通関手続きになる (通関用送り状(インボイス) 社に交付、 こしなけ の合は、 なり貨 ま物 内容に基

ないことを保証す 第5条 会社は、必 **(貨物の内容点**) でより認 あ当該に ま貨場 せん。運 必 が、事 送に 地つい 地物 及の び内 月 宏 地占

求し、又は荷 ければなりまり 第6条 荷造りの 送人の負担がの責任は 担造荷 り運 貨送あ 物のあるも 運送に適さないとし、 週する荷造!を認められる りを場物 行います。 。 は 適 す 送る し 貨 荷浩

|善良の風| 俗にす条 反するものであることと

|会的勢力 る目 と、認以

運送を 同 の 行 為が行わ

位 手手 料金 亚表の規定をりません。

場

む

貴石

石及び半貴石、

玉

付 保

元政府の 及び 法 輪 送、 輸

3 2 第 険、が、よ9 料会こ関り条 第 「運賃料金) (運賃料金) (ごれらの負担金を支払った場合は、荷受人 (ごれらの負担金を支払った場合は、荷受人 険契約 、発着 、発着 神結を記して 無間料、 に会は を重質 受そそ関 けのの料と た金他、し、と場額の運 合を負賃で は払金取明 通し運賃がおいま数料が 運賃料金。 な料等をな 数料等をな も含る

は別に保

険

日 8 の

6、料金表は航空運賃の改訂、そ5、荷受人が負担すべき金額をすその費用及び負担金は、依頼人く会社が、荷送人または荷受人 その他の経済変動により改訂することがあります。となれわない場合は、荷送人がその責任を負わなければなりまい人により収受します。 切により改訂することは、 荷送人がその責に した場合は

がその責任を負わわついて着払いを認め 10条 運賃料金は **(料金等の収受)** わねば、 り合則まがと かあります。その!として運送の引受! 場時 合にお支 いて、荷へ払いをい 一受人によ 払な いお、 無例 い外と的 は運

一任され、最善の方法をとる11条 会社は、貨物の取扱している。 任1 さ条 る扱 保管、

第 3章 貨物 の 引 渡 し

荷受人の為に貨物の引渡しを受けてくれみなされる者(荷受人取扱い窓口、管理在の場合又は直接荷受人に引渡しができた。場合又は直接荷受人に引渡しができた。運送状に記載された場所で、荷受人)に、貨物の引渡,物を引渡します。 し人のただを対している。 す は 約 が る 荷 が こ 受 な 配 達 がの限時 ができるも の同僚等で いてきるも

2、前項の規定する指図の請求及びその指図に有送人に対し相当の期間を定め、貨物の処分を怠り、若しくは拒んだとき、又はその他のを怠り、若しくは拒んだとき、又はその他の第13条 1、会社は、運送状の荷受人が記載 図に従って行った処分に要し処分につき、指示を求めませ他の理由により、貨物の引渡 要した費用は荷送人の切渡しができないときがっ きは、 、遅滞なく、が貨物の受取り

送人の負 担としま

(引渡しが出来ない貨物の処分) 第14条 1、会社は、前条第1項に対 日まで貨物を保管した後、仕向国の対 きます。ただし、貨物が変質又は腐敗 ることができます。 ることができます。 した費用及びその他の立替金等に充り した費用及びその他の立替金等に充り した費用及びその他の立ちを質又は腐敗 した費用及びその他の立ちを質した。 腐のは対 やすいも が によりこ が ものであるとき! か無い場合、そ は、の指 直 を を を ま (物の売却) そ分3 他す 他 のるを 処こ経 一とがし

を荷送人に返還します。 1項の規定により処分したときは 1項の規定により処分したときは、 項の規定により処分したときは、 足があるときは荷送人にその支払いを請求しは、その代金を指図の請求並びに貨物の保い、遅滯なくその旨を荷送人に対し通知しま が見がある。

(留置権の行動 第15条 1、会社 あ、貨物に対し別 のできるものとし 該荷送本の対 送人との 本約款によ 会社は、 権を運 有するものと 利によって会社が占有 では、と締結した運送 があるのとし、かかな があるのとし、かかな 、金かかか 用運 の支約 送人の貨物の引渡しを塩基づいて生じた全ての**支払いがなされるまで、 省の Ø E 渡回 し収

まで会 運送契います。 約荷 [有する荷送-足送契約に基] 4.絶することができょ質用の支払いがなさ.

てあ

い中務はにか 会社の故

及び戦争な 由

類

その他荷送人 は 第三

り失他 生じた場心の業務か

過量

損害を

なものである限りにおいて、要とされる割増料金を支払っ その申告価

物品の価料質価格、 格同

失により る損をした。

適用

2、これらの危険回避措置の結果生生代害については、荷送人が責任を担害については、荷送人が責任を担害については、荷送人が責任を認められる場合は、状況に応応といできまい。 措置の結果生じた相間がある。ことができます。ことができます。これでは、状況に応じ何時には、状況に応じ何時には、ないのは、運送中に貨物のは、運送中に貨物のは、 に損害に この場 の性質、 ら は ければ り 場合、 い を れば いては、会は 当該貨物で も運送の中 いては、会 責任を に係る費用を物の点検取なくは他の物品 及り品び卸に そし、害れ、が に破及 は壊、 た棄合又 さはは

物場 は合正 工常に、運ぶ又は受領 送書 約に 従故い等 運の 心哉がなく

숲 社に提 れば、 会 社

1 領 の 0 日 日 か か 以 ら 内 2 1 以以

、運 送 前 項 前項の期間の連送の中止の日 9条 1、ま 期間の計算・

方 起 関

は、てあ

発 2 は、地 年

国の到の期着

法律の行

規提受

定起人にしに

従な貨

にいます。 はいます。

とせん。

引

渡

2、会社に対する新 約を締結した営業 第20条 1、会社 続在る 地判 、国所発 の提国 建起の にしない。会社 よりまれ住の住 ま会 ん。 主

響れ 2 響を及ぼすものではなれらの法令と抵触しな21条 本約款の適用と法会 あな定 主 限 せ度条 い法 さ府 る規 も則の の要求 水に反す 効は 規定 定は、